NO .

規制改革要望に関する調査(2004年度)

回 答 票

| 貴 社 名 | (社)電子情報技術産業協会 | | | |
|-------|-------------------------------------|-------|----|----|
| ご担当部署 | 総合企画部企画グループ | ご担当者名 | 中根 | 雄三 |
| ご連絡先 | TEL: 03-3518-6423 FAX: 03-3295-8721 | | | |
| | E-mail : y-nakane@jeita.or.jp | | | |

1.要望分野 (該当する分野を で囲んで下さ いい)

. 雇用・労働

- ・製造業務への労働者派遣期間の規制緩和
- ・建設業退職金共済制度の健全化について
 - . 医療・介護・福祉
- ・電子カルテの医療機関外での保存
 - . 土地・住宅・都市再生
- ・エレベータシャフト内への通信用配管
- ・建設業に関わる規制緩和要望(計9件)
 - .情報・通信
- ・特別特定無線設備の範囲拡大について
- ・2-30MHz の短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、 関係法令の早期改正について
- ・UWB に対応した周波数利用(3.1GHz-10.6GHz)の規制緩和について . 金融・保険・証券
- ・エクスローなどの新金融サービスの拡大に向けた出資法ガイドライン の緩和
 - . 運輸
- ・車高規制の緩和
 - . 国際経済連携・通商
- ・課税価格の決定根拠
- ・簡易申告制度適用条件の更なる緩和
- ・免税手続きの簡素化

【合計 21 件】

【本件お問い合わせ先】

(社)日本経済団体連合会 産業本部 行革グループ 下坂、遠藤

TEL: (03) 5204-1641, 1649

FAX: (03) 5255-6234

E-mail: gyokaku@keidanren.or.jp

| | 製造業務への労働者派遣期間の規制緩和 |
|-------------------|-----------------------------------|
| 2.タイトル | 【1.雇用・労働】 (新規要望・再要望) |
| 3.規制の現状 | 2004年3月より製造業務への労働者派遣が解禁されたが、派遣受け入 |
| | れ期間に制限が設けられている。 |
| (できるだけ具体的 | (2007年2月末までは1年間、2007年3月からは3年間) |
| にご記入下さい。) | |
| 4 两组内容 | 製造業務への派遣受入期間の制限を撤廃すべきである。 |
| 4.要望内容 | |
| | 製造業務における外部労働力の活用については、従来よりアウトソーシ |
| | ング(構内請負)にて対応しているが、今回の労働者派遣の解禁によって |
| | 選択肢が増えたことは、メーカーとしては望ましい方向へ向かっている。 |
| 5.要望理由 | しかし、派遣労働者の作業の熟練・習熟からの観点からは、今回の改正派 |
| | 遣法にて定められた派遣の受入可能期間では短すぎるため、製造部門で労 |
| | 働者派遣を有効活用するには、さらなる規制緩和が望まれる。 |
| | |
| 6.規制の根拠 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備 |
| となる関係法 | 等に関する法律 |
| 令等 | |
| (当該規制の根拠法 | |
| 令、通達等の名称、 | |
| 該当条項をご記入 | |
| 下され。通警の場 | |
| 合は出来る限りそ | |
| の写しを添付して 下さい。) | |
| 7. 所管官庁 | 厚生労働省 担当課等 |
| 8.規制改革が | 労働市場の活性化、労働者派遣ビジネスの拡大、製造業における業務効 |
| 実現した場合 | 率の向上。 |
| に予想される | |
| 効果 | |
| (新規ビジネスの創 | |
| 出 雇用創出等 具 | |
| 体的にご記入下さ | |
| (f) | |

| | 建設業退職金共済制度の健全化につ |) <i> </i> | |
|---------------|---|--------------|----------------|
| 2.タイトル | 建設未返職並共併制度の健主化に 2 【1.雇用・労働】 | 701 (| (新規要望・再要望) |
| | 公共工事では、労働者保護、労働 | 動学短別な日(| ` |
| | | | |
| | 設業者に対し着工前に掛金納入(記) | - | • |
| 3.規制の現状 | │額は、必要枚数分であるが、実質│ │ │された額の証紙を購入する事となっ | | 司昇(平)以により昇山 |
| 3.从则以从1人 | された顔の証紙を購入する事となる また、本制度の加入と履行は、1 | | 会加密投の亜件 レキカス |
| | よん、本前度の加入と履りは、F ことがあり、経営事項審査における | | |
| | ここがあり、社合事項留直にのける | | CA CVIS. |
| | 電気通信工事分野に置いては、本 | | を除外していただきたい。 |
| | - それがかなわぬなら、現在検討さ | れている掛金 | cの IC カードによる新納 |
| | ┃ ┃ 入方式では、掛金納入は就労実績 | カウントし、: | 余剰証紙は払戻可能とす |
| 4.要望内容 | るか、もしくは、余剰証紙でも他の | の工事の掛金 | 納入に使用可能とする、 |
| | 購入しなくとも良い場合などの制度 | そとして頂きた | こい。(平成 15 年度試行 |
| | しているとのことであるが評価にて | いて是非公開 | 閉していただきたい。) |
| | | | |
| | 電気通信工事では当制度の保護対 | 対象となる季節 | 節労働者等はほとんど存 |
| | 在せず、従って証紙払出しニーズⅠ | は少なく、実! | 態として購入した証紙の |
| | 大半が余剰となっている。更に、仕村 | 鎌書上で現行(| の発注者指定の計算(率) |
| | 式により購入を規定され、払戻不可 | 可、転売不可 | および購入業者での処理 |
| | 等、IT 通信業界には適さない制度。 | と思われる。 | |
| 5.要望理由 | 建退共本部が販売し建設業者が期 | | |
| | │れ " 退職金 " として還元されるべる │ | きものである | が、建退共本部の収支は |
| | バランスしていないと考えられる。 | | |
| | 建設業の労働福祉制度としての意 | | |
| | ┃の評価要素にしたり、入札参加資札 ┃ | 8の要件にする | ることは適当ではない。 |
| 6.規制の根拠 | 中小企業退職金共済法 | | |
| となる関係法 | 1 3 11 35 65 140 112 / 1/71 / 1/4 | | |
| 令等 | | | |
| 7. 所管官庁 | 厚生労働省 | 担当課等 | 労働基準局 |
| 8.規制改革が | | | |
| 実現した場合 | | | |
| に予想される | | | |
| 効果 | | | |

| 2.タイトル | │電子カルテの医療機関外での保存 │ | |
|----------------|---|--------------------------|
| | 【2.医療・介護・福祉】 | (新規要望・再要望) |
| | 診療機関以外のものが、診療録(| (カルテ)を電子的に保存し、これを |
| 3.規制の現状 | 関連する診療機関に開示することに | は禁じられている。 |
| | | |
| | 医療法人だけではなく、一般の電 | 『子アーカイブ事業者なども含めた電 |
| 4.要望内容 | 子カルテ外部保存を可能となるよう | o、通知を見直していただきたい。 |
| | | |
| | 医療法人(等とついてはいるが) |)に限定するため、他のアーカイブ対 |
| ~ * | 象と同じ IT 環境を使用できず、割 | 高になる。これがひいては電子カルテ |
| 5.要望理由 | ┃ の普及を阻害する要因となると考え | _られるため。 |
| | | |
| | 厚生労働省通知「診療録等の保存を行う場所について」(平成 14 年 3 | |
| 6.規制の根拠 | 月 29 日付け医政発第 0329003 号、保発第 0329001)により、一定の条 | |
| となる関係法 | 件を満たす場合には電子カルテのタ | 小部保存が認められる。ただし、医療 |
| 令等 | │ 法人等が適切に管理する場所でなく | てはならないと、当該通知にある。 |
| | | |
| 7. 所管官庁 | 厚生労働省 | 担当課等 医政局、保健局 |
| | 電子カルテの導入、運用コストか | 「低減するため、EDP 部門を持たない |
| 8.規制改革が | 中小診療機関でも容易に電子カルラ | が採用できるようになる。EDP 部門 |
| 実現した場合 | を持ち、すでに電子カルテを導入し | している大規模医療機関においてもコ |
| に予想される | ストの低減が図れる。このため全体 | 本として、医療費の適正化が可能にな |
| 効果 | る。ひいては、保険機構や保険者の |)負担を軽減できる。 |
| | | |
| - | | |

| 0 7 / 1 11 | エレベータシャフト内への通信用配管 |
|--------------|--|
| 2.タイトル | 【6.土地・住宅・都市再生】 (新規要望・再要望) |
| | エレベータのシャフト内には、エレベータに必要な配管以外を設ける |
| | ことができない。このため、ビルリニューアル時に LAN 等の通信用配管 |
| 3.規制の現状 | を設けるにあたり、コスト的には最も有利なエレベータシャフトを利用 |
| | することができない。 |
| | |
| | 上記建築基準法(施行令)の制限を外し、現在のオフィスビルでは必 |
| 4.要望内容 | 須となった通信用配管設置にエレベータシャフトの利用を可能とする。 |
| | |
| | 古いビルのリニューアル時などに、低コストで垂直方向の通信配管を |
| 5.要望理由 | 設置できることは、ビルの価値を高め(ビルを IT 化する)るのに効果の |
| | 大きな事項であるため。 |
| | |
| | 建築基準法施行令の129条2-5項に、以下の記載がある。 |
| 0 1041010 | 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に |
| 6.規制の根拠 | 定めるところによらなければならない。 |
| となる関係法 | また、同施行令の129条7項に、以下の記載がある。 |
| 令等 | 四 昇降路内には、レールブラケットその他のエレベータの構造上昇 |
| | │降路内に設けることがやむをえないものを除き、突出物を設けないこと。│ │ |
| | 国土交通省 担当課等 住宅局 |
| | 都市圏を中心に大規模開発が一巡し、一世代前のビルに空室が目立ち |
| | 始めている。これらのビルは、IT 時代向けの設備が不十分であることも |
| 8.規制改革が | IT 時代の企業から敬遠される理由のひとつである。ビルリニューアルに |
| 実現した場合 | より、IT 設備を充実させるには LAN 等の通信配管設備を安価に行う必 |
| に予想される | 要がある。 |
| 効果 | 通信配管をエレベータシャフトに設置できれば、これを実現でき、都 |
| | 市部の再建が容易にできるようになる。 |
| | |

| 9 57 6 11 | 配置技術者の工事現場への専任を要 | と しない期間を | を認める工事科 | 重類の追加 |
|---------------------|---|---------------------|-------------------------|--------------|
| 2.タイトル | 【6.土地・住宅・都市再生】 | | (新規要望 | ・再要望) |
| | 『監理技術者制度運用マニュアノ | レ』三(2) [*] | で専任主任技 | 析者或いは |
| | 監理技術者の専任を要さない期間で | を定義してい | るが、発注者 | の設計図書 |
| 3.規制の現状 | あるいは打ち合わせ議事録などで明 | 明確になって | いることが必 | 要とされて |
| | いる。 | | | |
| | | | | |
| | 電気通信工事は、工場で機器製作 | 乍・ソフトウ | ェア製作を行 | う期間(エ |
| | 場製作のみが行われる期間)が契約 | り工期の殆どる | を占めること <i>た</i> | が多いため、 |
| 4.要望内容 | 『監理技術者制度運用マニュアル』 | 三(2) | に、専任を要 | しない期間 |
| | を認める工事の具体例の一つとして | [追加戴きたに | 1. | |
| | | | | |
| | 工場製作期間(機器製造期間、) | | • | |
| | の同種工事に関わる機器製造が同時に、一元管理されて進められている | | | |
| | ため、『監理技術者制度運用マニュアル』三(2)にある工場製作のみが | | | |
| 5.要望理由 | 行われている期間に合致すると思れ | · | | |
| | │アル』三(2)の具体例が少なく、 │ ─ | | | |
| | ┃が必要とされているため、発注者の ┃ |)意向で認め! | られないことだ | が多い。 |
| | 园似油菜 2.4.0.0.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 | | 7 11 7 (3 | , , |
| 6.規制の根拠 となる関係法 | 国総建第318号 『監理技術者制度運用マニュアル』三(2) | | | |
| となる関係法 令等 | | | | |
| マラ 7 . 所管官庁 | 国土交通省 | 担当課等 | 総合政策局 | 建設業課 |
| 8.規制改革が | | 担当林守 | 祁口以宋问 | 建 取耒林 |
| 8. 規制以単か 実現した場合 | | | | |
| - に予想される | | | | |
| ウルビー 効果 | | | | |
| 7/1 /K | | | | |

| | 現場代理人の工事現場常駐期間の気 | 三姜追加 | | |
|----------|--|----------------------------|---------|-------|
| 2.タイトル | 【6.土地・住宅・都市再生】 | 1. 我足加 | (新坦亜切 | ・再要望) |
| | 現場代理人の工事現場常駐期間に | - コハナはい- | - | |
| 3.規制の現状 | 『公共工事標準請負契約約款』第 1 現場代理人は、請負工事契約の原 運営、取締りを行うほか、・・・・ 基づく乙の一切の権限を行使するこ | 0 条 2 履行に関し、i ・・・中略・ | 工事現場に常 | 駐し、その |
| | 現場代理人の工事現場常駐を、現 | 見場稼動中とす | することを、『 | 公共工事標 |
| | 準請負契約約款』第10条2に追訪 | 己いただきたい | ١。(下記条文 | 案の「」 |
| | 部) | | | |
| | | | | |
| 4.要望内容 | 第10条2への追記案 | | | |
| | 現場代理人は、請負工事契約の履 | 浸行に関し、「 | 現場稼動期間 | 中工事現場 |
| | に常駐し、」その運営、取締りを行う | うほか、・・・・ | ・・・・中略・ | |
| | この契約に基づく乙の一切の権限を | を行使すること | こができる。 | |
| | | | | |
| | 『公共工事標準請負契約約款』第 | 第10条2の | 条文に基づき | 、工事休止 |
| | 期間中でも工事現場への常駐を要求 | tされること <i>t</i> | があるため。 | |
| | | | | |
| 5.要望理由 | 国総建第318号『監理技術者制 | 制度運用マニ | ュアル』三で | も、工事を |
| | 休止している期間は技術者等の専作 | 任 (現場常駐 |)を要しない | 期間として |
| | 認めている。 | | | |
| | | | | |
| 6.規制の根拠 | 公共工事標準契約約款 第10条2 | 2 | | |
| となる関係法 | 国総建第318号 | | | |
| 令等 | | | T | |
| 7. 所管官庁 | 国土交通省 | 担当課等 | 総合政策局 | 建設業課 |
| 8.規制改革が | | | | |
| 実現した場合 | | | | |
| に予想される | | | | |
| 効果入下さい。) | | | | |

| | 建設業許可に必要な経営業務管理調 | 賃任者要件の き | 判断基準の確認 | 認と明示に |
|----------|----------------------------|-----------------|---------------------|--------|
| 2.タイトル | ついて | | . | 1 |
| | 【6.土地・住宅・都市再生】 | | , | ・再要望) |
| | 国総建発第 356 号により、2003 年 | 4月に改正さ | された商法に対 | 対応して「経 |
| | 営業務管理責任者」の要件についる | て、いわゆる | 「執行役員」 | の取扱が通 |
| 3.規制の現状 | 達されたが、定義付が不明確である | る為、いわゆ | る「執行役員 | 」が「経営 |
| | 業務管理責任者」の要件を満たすか | N否かの判断 <i>た</i> | がし難い状況で | である。 |
| | | | | |
| | いわゆる「執行役員」の審査の国 | 双扱について | は、昨年末の | 規制改革要 |
| | 望への回答書にて「平成16年度で | 中に検討する | 」との回答を ² | 確認してい |
| | るが、いわゆる「執行役員」の取技 | 及いに関して、 | 、具体的な可 ³ | 否判断基準 |
| | を明示頂きたい。 | | | |
| | | | | |
| 4.要望内容 | 社内規定、定款等一定の条件のも | とで定められ | ぃたいわゆる 「 | ,執行役員」 |
| | については、国総建発第 356 号に | 記述のある「 | 法人の場合に | おけるその |
| | 役員」に準じるものと理解してより | 1のか確認を | したい。又、 | 国総建発第 |
| | 356 号は上記の回答書にある「検討 | 」の結果であ | るのかどうか | についても |
| | 確認をしたい。 | | | |
| | | | | |
| | 上記の「規制の現状」と同じ | | | |
| | | | | |
| 5.要望理由 | 近年、経営効率化のため、いわり | ゆる「執行役! | 員」制度を採り | 用している |
| · · 文王在田 | 企業が増加している。企業における | るこのような | 経営効率化へ | の動きに合 |
| | せた制度等の見直しが必要であると | :考える。 | | |
| | | | | |
| 6.規制の根拠 | 国総建発第 356 号 (H16.3.31) | | | |
| となる関係法 | 「経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」 | | | |
| 令等 | | | | |
| 7. 所管官庁 | 国土交通省 | 担当課等 | 総合政策局 | 建設業課 |
| 8.規制改革が | | | | |
| 実現した場合 | | | | |
| に予想される | | | | |
| 効果 | | | | |

| | 許可基準の建設業技術者の配置に関 | 国する担制経験 | {Π | |
|--------------|--|-----------------------|-----------------|-------------------|
| 2.タイトル | 【6.土地・住宅・都市再生】 | י אייוניוייטאי פי עני | | ・再要望) |
| | 建設業を営もうとする者が営業所 | | • • • • • • • • | |
| | 全成業で目りラピップ目が目集が 令で定める軽微な建設工事を除き、 | ., | ., | |
| 3.規制の現状 | | | • | |
| 3. 城市,025城机 | うとする建設工事業ととに、///と! へ配置する事を、許可要件の一つと | | | コ 欧 ロ 未 川 |
| | 、印画する事で、町内女目の一方に | | C V 1 Ø 0 | |
| | ┃ ┃ 許可基準の営業所の専任技術者の | か 記号に関す | ス亜件につい | ア 労業所 |
| | 一ごとの配置義務とするのでなく、 | | | |
| | ことの配置報物とするのとなく、第 い換えると営業しようとする工事 | | | |
| | ** | | | |
| 4.要望内容 | 素質として重くこと (国内 この16) とする。 | 4.位勤液点で | 回17 <i>はい)で</i> | 可りの季年 |
| 4.安主的台 | | | | |
| | │ │ 尚、許認可の建設業者であって ⁵ | ŧ. | のけ 上記其 | 準に従って |
| | 計可替えができるものとする。 | | 0716、工即至 | + IC M > C |
| | | | | |
| | ┃ 1)建設業者の拠点間で、顧客の | 要求仕様など | に関する情報 | 伝達手段が |
| | 貧弱であった時代はともかく、 | | | |
| | ールが整備・一般化されている | | | |
| | 任する意義は薄い。又、経済的 | | | |
| 5.要望理由 | ┃ ┃2)請負契約締結に際して、注文∃ | 主からの技術 | ・ 者の工事現場 | の下見要求 |
| | などについても、航空網や新草 | | | |
| | る事から当日又は翌日に対応す | 可能であり、 | 物理的な距離 | は支障とな |
| | らなくなっている。 | | | |
| | | | | |
| | 「軽微な建設工事」: 建設業法施行 | 令第1条の2 | | |
| 6.規制の根拠 | 「営業所」:「建設業法の一部を改」 | Eする法律の | 施行について | 」建設省計 |
| となる関係法 | 建発第46号 | | | |
| 令等 | 「工事業」: 建設業法別表 | | | |
| | | | | |
| 7. 所管官庁 | 国土交通省 | 担当課等 | 総合政策局 | 建設業課 |
| 8.規制改革が | | | | |
| 実現した場合 | | | | |
| に予想される | | | | |
| 効果 | | | | |

| 2.タイトル | 連結親子会社間における「企業集団」の適用、運用に関する緩和について |
|------------------------|--|
| | 【6.土地・住宅・都市再生】 (新規要望・再要望) |
| | 親会社とその連結子会社の間における技術者の流動について「企業集 |
| | 団」の形成を条件に、流動を許可し出向社員でも「直接的かつ恒常的な |
| | 雇用関係がある」ものとして取り扱うことと規定されている。「企業集団」 |
| | 認定の要件は以下のとおりと規定されている。 |
| | 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団 |
| | 親会社が建設業者であり有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しな |
| 3.規制の現状 | ければならない者であること |
| 0 1 790 103 02 170 170 | 連結子会社が建設業者であること |
| | 連結子会社のすべてが企業集団に含まれること |
| | 親会社、その連結子会社のいずれか一方が経営事項審査を受けてい |
| | ないこと |
| | また、出向者派遣の当該工事に関して出向先会社は出向元会社へ下請しないようながある。 |
| | 負発注が認められない。 |
| | 「企業集団」の適用、運用に関して以下のような緩和を要望する。 |
| | 「企業集団」の構成会社は連結会社の「すべて」との規定を緩和し、 |
| | 任意の選択も可として頂きたい。 |
| ┃ ┃4.要望内容 | 連結子会社の「経審非受審」の条件を見直し、「経審の受審状況不問」 |
| 4.安主的台 | へ緩和をお願いしたい。 |
| | 「企業集団」内での「下請負」を、「企業集団」内の施工分担として |
| | 認めて頂きたい。 |
| | 昨年1月の創設以来、現制度の認定件数は2月12日現在で8件と聞い |
| | 「「中午1万の別版の木、坑門及の配定什数は2万12 日現在で8 件と聞い ている(日刊建設工業新聞 04 年 2 月 13 日記事による)。この数値は現制 |
| | 度が日本の企業集団の現況に則せず、企業として利用が困難な状況を端 |
| | 的に示していると考える。建設業者が現制度を有効に活用するためには |
| | 上記の要望による運用規定の変更が必要と考える。個々に関する要望理 |
| | 由は以下の通りである。 |
| | |
| 5.要望理由 | に関して、官公庁、地方公共団体など当該発注機関に対する営業方針 |
| | を共有する会社同士により「企業集団」を形成することが本来の姿で |
| | あり、連結企業といえども方針等を共有しないケースでは「企業集団」 |
| | に参加させない選択があるべきと考える。「企業集団」制度の下では、 |
| | 1の入札へは「企業集団」を代表する1社が参加するという考えが必要 |
| | と考えるが、これらの制御には親会社との方針の共有が不可欠と考え |
| | る。例えば、100%子会社など親会社と営業方針を共有する会社のみの |
| | 「企業集団」の構築など任意選択を認めても、現制度の趣旨を損なう |

ものではないと考える。 に関して、本件の規制改革要望に関する貴省の回答は、1 の入札に複数 の親子会社が参加することによる業界への悪影響のため許可できない という内容である。しかし、貴省では、これらの問題に対応するため、 「資本・人的関係ある親子会社などの同一工事入札参加を制限するこ とを決め、各地方整備局に通知した」と一部新聞に報道されている(日 本工業経済新聞 04 年 4 月 2 日など)。この報道内容の通りの規制が実 施されれば本制度「企業集団」もその規制下となり、貴省回答の懸念 は解決できるため、経審受審の有無を「企業集団」制度にてあらため て問う必要はないと考える。 に関して、現制度での従来「他社籍」と見られた「出向社員」技術者 の配置を許可する根拠は、「企業集団」=「1企業」という考えに基づ くものと考える。この考えに基づけば、「企業集団」内における下請負 は一般にいう「下請負」ではなく、企業組織内における施工「分担」 に等しい。この形態が工事の信頼性を損ねるものではないと考える。 基本的に「企業集団」形成では、元請け会社が元請けとしての全責任 を全うすることを前提としており、この見地からは「1企業」による請 負・施工と「企業集団」による請負・分担施工は、信頼性において何 らかわらないと考える。 建設業法第26条3項 6.規制の根拠 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監 となる関係法 理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱等について」(平成 15 令等 年 1 月 22 日国総建第 335 号) 7. 所管官庁 国土交通省 担当課等 総合政策局 建設業課 8. 規制改革が 実現した場合 に予想される

効果

| 2.タイトル | 電気通信工事業者おける監理技術者要件の拡大 |
|---------|------------------------------------|
| | 【6.土地・住宅・都市再生】 (新規要望・再要望) |
| | 営業所の(電気通信工事)専任技術者の要件は、技術士試験のうち技 |
| | 術監理部門(電子・電気部門に限る)に合格した場合、又は学歴に応じ |
| | た実務経験及び指導監督的実務経験を有する場合となっている。また、 |
| | その指導監督的実務経験(注)を証明するためには、契約書の原本の提 |
| | 示が必要である。 |
| 3.規制の現状 | 営業所の(電気通信工事)専任技術者の継続確保には大変苦慮してい |
| | る。 |
| | |
| | (注)電気通信工事の発注者から直接請負、その請負金額が4千5百万 |
| | 円以上である工事に関して 2 年以上指導監督的な実務経験を有す |
| | る者とする。 |
| | 営業所の(電気通信工事の)専任技術者「=監理技術者」の申請要件 |
| | として、電気・電子技術士に加えて、既存資格の「電気通信主任技術者 |
| | (1種)(2種)(線路)1級電気工事施工管理技士」のいずれかに該当 |
| | する事としてほしい。 |
| 4.要望内容 | |
| | 電気通信主任技術者は電気通信分野の最高位資格で、ネットワーク全 |
| | 体を管理する総合的資格である。また、1級電気工事施工管理技士は電気 |
| | 工事監理技術者の要件ではあるが試験内容は電気通信工事業まで含めた |
| | ものである。 |
| | 建設業法の規定に基づく試験資格が許可等の要件の対象となっている |
| | 電気工事業など技術者の育成が容易となっている業種もある中で、一部 |
| | の事業に課せられた特別な規制となっている。電気通信工事業者にとっ |
| | て高度かつ専門的な電気・電力業の知識を必要とする資格を取得するこ |
| 5.要望理由 | とは大変困難である。よって、電気通信工事に必要な有資格者が不足し、 |
| | IT 革命推進に向けたインフラ整備の大きな障壁となってる(現実的には |
| | 実務経験充足による資格取得をめざすこととなるが、発注工事の小規模 |
| | 化が続く中、限られた工事の実務経験者という要件のみでは有資格者の |
| | 不足は避けられない状況である)。 |
| 6.規制の根拠 | 建設業法第15条の二、第26条第2項、第27条の一 |
| となる関係法 | 建設業法施行令第27条の三 |
| 令等 | 昭和63年6月6日、建設省告示第1317号 |
| 7. 所管官庁 | 国土交通省 担当課等 総合政策局 建設業課 |
| 8.規制改革が | |
| 実現した場合 | |
| に予想される | |
| 効果 | |

| 2.タイトル | 主任技術者・監理技術者の専任義務基準の確認 |
|-----------------|--|
| | 【6.土地・住宅・都市再生】 (新規要望・再要望) |
| | 公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについて |
| | は、主任技術者又は監理技術者は工事現場ごとに、専任のものでなくて |
| | はならない。 |
| 0 +0 +1 • 70 +1 | |
| 3.規制の現状 | また、建設業法施行令の規定では、主任技術者又は監理技術者が専任 |
| | │ │となるのは請負った建設工事の請負金額が 2,500 万円以上の建設工事で |
| | 」 ある。 |
| | |
| | ┣━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━ |
| | 設工事を適正に実施するため配置され、その規模が大きくなるとその建 |
| | 設工事に専任する必要が規定されている。しかしながらこの専任の基準 |
| | は、現場工事の規模ではなく請負金額全体とされており、必ずしも現場 |
| ┃ 4.要望内容 | 工事規模が大きくなくとも専任の必要が生じる場合が想定される。 |
| | 今後貴省において、この主任技術者・監理技術者の専任基準を請負金 |
| | 額全体から現場工事金額(機器費、ソフトウェア費用を除く)に変更す |
| | ることを検討されるか否かについてご確認願いたい。 |
| | |
| | ──────────────────────────────────── |
| | く、また、工事期間も機器製作期間に比して短期であるものが多い。そ |
| | へ、 |
| 5.要望理由 | 者の専任を義務付けられる工事の対象範囲が過大となり、技術者の人件 |
| | 貴等企業の生産性向上・効率的活用が阻害されているため。 |
| | 20 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 |
| | └──────────────────────────────────── |
| 6.規制の根拠 | 建設業法施行令第27条 |
| となる関係法 | 建設業法第26条の三 |
| 令等 | |
| 7. 所管官庁 | 国土交通省 担当課等 総合政策局 建設業課 |
| 8.規制改革が | |
| 実現した場合 | |
| に予想される | |
| 効果 | |
| | 1 |

| 2.タイトル | 現場代理人の選任条件運用の見直しや書面文言削除等要望 【の 」 は、 |
|----------|--|
| | 【6.土地・住宅・都市再生】 (新規要望・再要望) |
| | 現場代理人の所属について建設業法では規定されていないが、国土交 |
| | 通省地方整備局の適正化法に関する案内や日本道路公団の共通仕様書等 |
| | において「元請会社に所属する者」と明記され、かつ恒常的雇用関係に |
| 3.規制の現状 | │ある社員である事を求められる。また、地方公共団体等においても、発 │ |
| | 注者に対して元請会社外の現場代理人の確認を求めると、「元請と直接か |
| | │ つ恒常的雇用関係にある社員である事」を求められる事例が増えている。 │ |
| | |
| | 現場代理人の選任については、元請以外(連結会社または下請会社の |
| | 社員)の者でも建設業法上、特に問題は無いと解釈している。 |
| | しかし、実態として公共工事発注者が「現場代理人は元請と直接的か |
| | つ恒常的雇用関係にある社員である事」を監理/主任技術者と同等の選 |
| | 任条件としているのは、「請負人の任務を代行する」現場代理人要件を監 |
| | 理(主任)技術者の要件と主旨を混同されていると思われる。したがっ |
| | て、 |
| | ・『現場代理人の身分については、発注者の意向に委ねるものではあるが、 |
| | 基本的には「元請業者と直接的かつ恒常的雇用関係」を必要としない』 |
| | 旨の見解を公にしていただくか |
| | ・国土交通省や日本道路公団があえて当該雇用関係を求める理由につい |
| | て説明し、特にこれに該当しない場合は、その限りではないとするか |
| 4.要望内容 | ・公開されている書面の内容改訂をするか |
| | など現在の過剰な規制を緩和するための処置をお願いしたい。 |
| | 具体的に条件を規定している書面等の例は、次の通り。 |
| | 国土交通省関東地方整備局 |
| | 平成 14 年 10 月「適正化法の施行 2 年目を迎えて入札に参加する建 |
| | 設会社の皆さんへ」3、 「現場代理人」は、工事施工中は現場に常駐 |
| | し、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものを配置して下 |
| | さい。(以下略) |
| | 日本道路公団「電気通信工事共通仕様書」 |
| | 平成 11 年 10 月発行第 1 章第 7 節 1 .7 .1 現場代理人等の設置 (1) |
| | │ │ 契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者 |
| | │ │ (中略)は、乙に所属する者とする。 |
| | |
| | ・現場代理人の機能は、契約の履行に関して、請負人の任務代行者とし |
| | ┃ ┃ て運営・取締りを行うもので、監理/主任技術者とは全く別個のもの |
| | (法解説書)。 |
| 5.要望理由 | │ |
| | 仕様書等は、公共工事発注者のいわば「バイブル」である。発注者の |
| | 範たる国土交通省や日本道路公団が率先して、現場代理人の身分につ |
| <u> </u> | |

| | いて、厳格な書面にて公開している影響で、地方自治体他の発注者が、 現場代理人の意義を十分理解せず、慣習的にこれに追従し、全体とし て規制の強化を誘発している。 ・工事実績情報システム CORINS においても、現場代理人ついては、本 人の所属会社を申請できるよう Version 4.0 から改訂されている。 ・IT 通信分野は専門分社化によって分担して高度な設置工事を実現して おり、「請負者が責任を持って選任した専門会社の現場代理人による現 場指導」は適正な IT 機能実現において、必須である。 | | | |
|------------------------------------|---|------|-----------------|--|
| 6.規制の根拠となる関係法令等 | 国土交通省関東地方整備局 平成 14 年 10 月「適正化法の施行 2 年目を 迎えて入札に参加する建設会社の皆さんへ」3、 日本道路公団「電気通信工事共通仕様書」 平成 11 年 10 月発行第 1 章第 7 節 1 . 7 . 1 現場代理人等の設置 公共工事標準請負契約約款 第 10 条 | | | |
| 7. 所管官庁 | 国土交通省 " 日本道路公団 | 担当課等 | 総合政策局 関東地方整備 | |
| 8. 規制改革が 実現した場合 に予想される 効果 | | | | |

| 2.タイトル | 電気通信工事を伴わない、あるいはその工事が微少な「IT設備関連案件」の適用除外について 【6.土地・住宅・都市再生】 (新規要望・再要望) |
|---------|--|
| 3.規制の現状 | 建設業法第二条(定義)1項では、「建設工事」とは、「土木建築に関する工事で別表の上欄に掲げるものをいう」とある。当該別表には、「電気通信工事」の名称はあるものの、その定義、例示等については、関連通達や解説本等を参照する方法をとっている。このため、発注者は、当該通達等を参照して適切と思われる工事業種を設定しており、いわゆる「建設工事」にそぐわない案件が、「電気通信工事」の扱いを受けているケースが多く見受けられる。 |
| 4.要望内容 | 今日、「電気通信工事」として発注されるものの多くが、IT設備および配線、据付を主体とするいわゆる「IT設備関連案件」となっている。また、当該設備は、その基本部をコンピュータ機能によって構成しており、いわゆる「建設工事」を伴わない、あるいは工事部分が極めて微少な事例が多く見受けられる。 「LAN(Local Area Network)設置」や「コンピュータ機能を有した機器設置調整」等、配線や据付・調整などが主体で、いわゆる「建設工事」と定義できる作業を伴わないかまたは軽微な場合においては、「電気通信工事」の適用外とする旨の関連通達および解説本等への記載を要望する。なお、当該分野は技術進歩が極めて速いため、適宜適切に事例等の記述の改版をお願いしたい。 上記の例を含め、いわゆる「IT設備関連案件」は、ソフトウェアからシステム運用・保守サービス等まで一貫したシステム提供となる場合が多い。更に、その設置作業は、建築物への加工を伴わない機器調整等を含むデータ設定試験等が主体であり、いわゆる「建設工事」とはそぐわない内容である。 |
| 5.要望理由 | 関連通達等に見られる工事内容や例示は、旧電電公社時代の名残やコンピュータが大型の箱物であった時に設定されたものと思われる。現在、IT 時代を迎え、コンピュータそのものがオープン化、ダウンサイジング化、微細化され、その形状も、LSI や小型機器に組み込まれる等、多様化している。 昭和60年に出された下記通達において、「電気通信工事の内容として、情報制御設備工事にはコンピュータ等の情報処理設備の設置工事も含まれる」とある影響で、上記の「IT設備関連案件」が、「電気通信工事」として適用される事例が数多く見受けられる。これは、IT に関する技術革新のスピードが、建築土木を基幹とした多くの他建設工事に比し特段に速く、そのトレンドを数年先すら予見する事が困難な状況からやむを得 |

ないと思われる。しかしながら、IT の技術革新が急速に進展する中、建

| | 設業法第二条や関連通達、解説本存在するにも拘わらず、これらにいない為、「電気通信工事」適用のを適正に運用する上で課題と考えには、経営事項審査における工事があると思われる。 | 対する具体的 濫用を誘発し る。更には、 ³ 完成高申請に | な対処方法が ている事は、 現状にて運用 おいて、適正 | 明示されて 本許可業種 された場合 を欠く恐れ |
|---------|---|---|--------------------------------------|----------------------------------|
| | また、IT技術の急速な進展に鑑 | | | |
| | 適宜、内容や例示に加える場合も | | - 10.1 | |
| | 事も、本許可業種を適正に運用する | る上で不可欠で | であると考える | 5. |
| | | | | |
| | 建設業法第一条、第二条 | | | |
| | 建設業法第二条第一項の別表の上橋 | 闌に掲げる建設 | 役工事の内容 | |
| 6.規制の根拠 | 昭和 47 年 3 月 8 日建設省告示第 350 号 | | | |
| となる関係法 | 許可業種区分の内容の見直しに当たっての考え方について | | | |
| 令等 | 昭和 60 年 10 月 14 日建設省経建発第 170 号 他 | | | |
| | 解説本の代表例 [建設業法解説、 | 大成出版社] | | |
| | | | | |
| 7. 所管官庁 | 国土交通省 | 担当課等 | 総合政策局 | 建設業課 |
| 8.規制改革が | | | | |
| 実現した場合 | | | | |
| に予想される | | | | |
| 効果 | | | | |

| 2.タイトル | 特別特定無線設備の範囲拡大について | | |
|---------------|--|--|--|
| 2.91 FN | 【9.情報・通信】 (新規要望・再要望) | | |
| | 通信機器の認証において現在、有線通信端末及び一部の無線端末(特 | | |
| 3.規制の現状) | 別特定無線設備)については自己確認制度が適応されている。特別特定 | | |
| 3、烷则以烷水) | 無線設備の範囲は、ごく限られた無線設備となっている。 | | |
| | | | |
| | 特別特定無線設備の範囲を拡大し現在市場に多く流通しているもので | | |
| | 自己適合性確認制度を適用しても問題のない無線設備を特別特定無線設 | | |
| 4.要望内容 | 備とすべきである。特に無線 LAN については市場での普及がすすみつつ | | |
| | あり特別特定無線設備とすることは、今後の普及に効果が高い。 | | |
| | | | |
| | インターネットへのアクセス手段としての無線アクセス(無線 LAN等) | | |
| 5.要望理由 | ┃は市場での普及が進みつつある。特別特定無線設備とすることにより迅┃ | | |
| 0.女里在田 | 速に市場への投入を進めると共にコスト低減への効果が期待できる。 | | |
| | | | |
| | 電波法の省令「特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則」の | | |
| 6.規制の根拠 | 「特別特定無線設備の技術基準適合の自己確認(第 39 条~第 42 条)」 | | |
| となる関係法 | で規定される自己確認制度の対象に無線LANが対象に含まれていな | | |
| 令等 | l, I. | | |
| | | | |
| 7.所管官庁 | 総務省 担当課等 担当課等 | | |
| 8.規制改革が | 無線機器の市場への投入のための試験期間、認証期間の短縮。また、 | | |
| 実現した場合 | これに伴う製品コストの削減が期待される。また、インターネットへの 多彩なアクセス手段はブロードバンド社会をより活性化することが期待 | | |
| に予想される | | | |
| 効果 | できる。 | | |
| - | | | |

| 2.タイトル | 2~30MHz の短波帯を利用する高 関係法令の早期改正について 【9.情報・通信】 | 速電力線搬送 | | 用化に向けた、 要望・再要望) |
|-----------------------------------|--|-----------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 3.規制の現状 | 現在、高速電力線搬送通信は、漏洩電界低減のための実験用設備のみ、個別申請により短波帯(2~30MHz)が利用できる状況にあるが、現行規制では、商用化できない。 | | | |
| 4.要望内容 | 現在、上記短波帯において漏洩を行うことが可能になっているが、期明確化及び、これに基づき型式力改正していただきたい。(住宅内利措置を希望します。) | 商用化可能; | な漏洩電 上記関係 | 界の基準値の早 法令を速やかに |
| 5.要望理由 | ・短波帯を利用する高速電力線通信は、欧米では、既に商用化が進んでおり、又、韓国においても本年、規制緩和が実施される。加えて、伝送速度も当初は10Mbps 程度であったものが、最近では100Mbps を越えるものも実現されている。 ・一方、我が国のe-Japan2004計画(案)においても「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」の中で「家庭内の電力線の高速通信への活用」が謳われているが、商用化への目標時期も明確でなく、諸外国に対して遅れている状況である。 | | | |
| 6.規制の根拠 となる関係法 令等 | ・電波法施行規則 第44条への型式・無線設備規則 第59条、第60条 | • | 見行、記 | 載なし) |
| 7. 所管官庁 | 総務省 | 担当課等 | 電波部 | 電波環境課 |
| 8.規制改革が 実現した場合 に予想される 効果 | 家庭内の高速ネットワークが既認 ンド環境が新規配線なしで構築でき 伝送等の対応機器及びこれらの付置 る。(無線固有の課題である住宅内 ワークが構築できるので、無線シス る。) | きる。特に、高 値サービスの の構造物の影 | 高速イン <i>を</i> ビジネス 響を受け | ターネット、AV 創出が期待でき ずに高速ネット |

| | ウルトラワイドバンド (UWB) | に対応した | 周波数利用(3.1GHz~ |
|---------------|--|--------------|-------------------|
| 2.タイトル | 10.6GHz)の規制緩和について | | |
| | 【9.情報・通信】 | | (新規要望・再要望) |
| | 現在、上記周波数帯で UWB(50 | 00MHz 以上ā | または比帯域 20%以上) |
| 3.規制の現状 | を利用するには微弱電波として扱わ | つなければなら | らない。 |
| | | | |
| | 3.1GHz~10.6GHz 帯の放射電力 | 密度を FCC | と同等の-41.3dBm/MHz |
| 4.要望内容 | まで引き上げるように規制緩和を対 | ドめます。 | |
| | | | |
| | 上記周波数帯におけるUWBは米 | | |
| | 用途に開放され、これに対応した無 | | |
| 5.要望理由 | されており、2005 年末~2006 年は | | |
| | │州や韓国も規制緩和の議論が進ん ⁻ │期の規制緩和が必要である。 | でおり、国際! | 競争刀を保りにのには早 |
| | 朔の兄刑緩和が必安とのる。 | | |
| | ┃ ┃ 電波法施行規則第六条(法第四条釒 | 第一号に規定: | する発射する雷波が著し |
| | く微弱な無線局の定め) | | |
| 6.規制の根拠 | ー 当該無線局の無線設備から三メートルの距離において、その電界強度が、下に揚げる値以下であるもの | | |
| となる関係法 | | | |
| 令等 | 周波数帯:322MHz を超え 10GHz 以下 | | |
| | 電界強度:毎メートル 35 マイクロ | ボルト | |
| | | | |
| 7. 所管官庁 | 総務省 総合通信基盤局 | 担当課等 | 移動通信課 |
| | UWB はパーソナルコンピュータの周辺機器接続インターフェース | | |
| 8.規制改革が | (USB)や、AV 機器接続インターフェース(IEEE1394)などを無線化 | | |
| 実現した場合 | することができ、かなりの情報端末に搭載される可能性が大きく、国内 | | |
| に予想される | 規格も国際規格とあわせることでグローバル規模で商品を製造、販売す | | |
|)効果 I | ることができるため、日本企業の国際競争力を強めることができる。 | | |
| | | | |

| | エスクローなど新金融サービスの拡大に向けた出資法ガイドラインの緩 |
|--------------|---|
| 0 4 / 1 | |
| 2.タイトル | <u> </u> |
| | 【10.金融・保険・証券】 (新規要望・再要望) |
| | 金融機関以外のものが、エスクローなどのサービスを行う場合、下記 |
| | 出資法の規定が障害となっている。不特定多数の定義があいまいで、明 |
| 3.規制の現状 | 確な規制というよりは裁量行政化していることの弊害。 |
| | |
| | 不特定多数の定義を明確化するよう、出資法に関するガイドラインを |
| 4.要望内容 | 見直していただきたい。 |
| 1.02111 | NE O CVIICICO ICVI. |
| | │ |
| ~ 표+8 | |
| 5.要望理由 | には、摘発されるのではないかとの恐れを払拭する必要があるため。 |
| | |
| 6.規制の根拠 | 出資法第 2 条に、特別の許可を得たもの(一般に金融機関)以外は不 |
| となる関係法 | 特定多数のものから預り金を業としてはできない、と示されている。 |
| 令等 | |
| 7. 所管官庁 | 金融庁 担当課等 |
| | エスクローサービスなど金融サービス自体の拡大、これを利用するこ |
| 8.規制改革が | ┃ ┃とによって(特に中小)企業が事業機会をふやし、産業振興を図ること┃ |
| 実現した場合 | が可能になる。 |
| に予想される | ^ |
| 対果 | なん、八正楽についても、このフループ間の並続(フループ並続)が |
| XJJ未 | 台勿に叫った「ここでることで、止耒仲力を凹上させることができる。 |
| | |

| | 車高規制の緩和 | | |
|-----------------------------------|---|--|--|
| 2.タイトル | 【11.運輸】 (新規要望・再要望) | | |
| 3.規制の現状 | 道路を走行する車両の高さ制限は、車両制限令により3.8mとされており、特殊貨物等やむを得ない場合には、特殊車両通行許可を得ることにより制限が緩和される。一方でISO規格国際海上背高コンテナの場合、ルート・車両の申請/許可を得て継続的に最大4.1mまでの通行が認められている。 | | |
| 4.要望内容 | 道路の構造や交通の安全に影響を与えない通行可能な道路については 簡易の手続きで継続的に 4.1m以下の車両が通行できるようにして欲し い。 | | |
| 5.要望理由 | 鉄道によるモーダルシフトを推進する上で、現在 JR および通運業者と 鉄道用コンテナを開発検討中であるが、積載効率を考えコンテナ高さが 従来の JR コンテナ(高さ 2500mm)より若干高め(2773mm)のものを 考えている。鉄道ルートは既に背高コンテナ(2896mm)輸送可能ルート になっており問題ないが、既存の高さ制限の中でターミナルからの陸送 に専用の低床台車が必要になっている。高さ制限が緩和されれば既存の 台車が利用でき、新たな投資が避けられる。 | | |
| 6.規制の根拠 となる関係法 令等 | 車両制限令第3条 | | |
| 7. 所管官庁 | 国土交通省 担当課等 | | |
| 8.規制改革が 実現した場合 に予想される 効果 | 荷主として運賃面でメリットが享受できると共に、モーダルシフト推 進にもつながると思われる。 | | |

| 2.タイトル | 課税価格の決定根拠 【13.国際経済連携・通商】 (新規要望・再要望) | | |
|---|--|--|--|
| 3.規制の現状 | 関税を CIF (物品価格 + 保険料 + 運賃)に対して課している。 | | |
| 4.要望内容 | CIF ではなく FOB に対する関税の賦課への変更を要望する。 | | |
| 5.要望理由 | 本来、税金がかかるのは物品そのものの価格であると考える。従って CIFではなく FOB に対する関税の賦課への変更を要望する。なお、現在、 米国においては、FOB を採用している。 | | |
| 6.規制の根拠 となる関係法 令等 | 関税定率法第 4 条 | | |
| 7.所管官庁 8.規制改革が 実現した場合 に予想される 効果 | 財務省 担当課等 輸入申告事務手続きが大幅に簡素化され、スムーズな輸入業務が可能となる。 課税根拠を FOB に統一することで、課税の国際的な公平性、透明性が生まれる。 | | |

| | • | | |
|---------|------------------------------|---------------------------------------|-------------|
| 2.タイトル | 簡易申告制度適用条件のさらなる網 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| | 【13.国際経済連携・通商】 | | (新規要望・再要望) |
| 3.規制の現状 | 適用貨物に制約がある。 | | |
| 4.要望内容 | 適用貨物の制約撤廃(年間 6 件の軸 | 前入実績の廃」 | 上等) |
| | 適用可能な貨物と、適用不可の負 | 貨物が混載さ | れている場合、申告形態 |
| 5.要望理由 | が変わり運用、管理が煩瑣になる。 | | |
| 6.規制の根拠 | 関税法第7条の2 | | |
| となる関係法 | | | |
| 令等 | | | |
| 7. 所管官庁 | 財務省 | 担当課等 | |
| | 取り扱うすべての貨物に本制度が | が適用可能と | なれば、管理が容易にな |
| | る。 | | |
| 8.規制改革が | また、すべての貨物が同一タイ | ミングでの許 | 可となる道が開け、貨物 |
| 実現した場合 | の搬出準備も容易となり、標準的な納期の設定が可能となる。 | | |
| に予想される | (通常申告貨物とは別の担保設定が不必要になる。 | | |
| 効果 | 通常申告貨物と、簡易申告制度i | 適用貨物とで | 管理・運用を分ける必要 |
| | がなくなる等) | | |
| | | | |

| 2.タイトル | 免税手続きの簡素化 | |
|---------|-------------------------|-------------------|
| 2.71170 | 【13.国際経済連携・通商】 | (新規要望・再要望) |
| 3.規制の現状 | 通い箱の再輸入申告において、同 |]一性の確認を輸出申告実績との照合 |
| 3.税前仍现代 | で証明することを求められる。 | |
| | 貨物の原産地が日本であることを | 、事前に証明することで、再輸入申 |
| 4.要望内容 | 告を認めていただきたい。 | |
| | | |
| | 原産地が日本であることが明確で | ある貨物への課税は、課税の主旨に |
| 5.要望理由 | 反すると考える。 | |
| | | |
| 6.規制の根拠 | 関税定率法第 14 条 10 項、11 項(無 | 無条件免税) |
| となる関係法 | | |
| 令等 | | |
| 7. 所管官庁 | 財務省 | 担当課等 |
| 8.規制改革が | 反復使用される通い箱の運用が促進 | され、環境保護に貢献できる。 |
| 実現した場合 | 日本産品への課税が防げる。 | |
| に予想される | | |
| 効果 | | |